

群馬県立県民健康科学大学における公的研究費の不正防止対策に関する基本方針

令和4年3月2日策定

群馬県立県民健康科学大学（以下「本学」という。）では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定、令和3年2月1日改正）に基づき、公的研究費（群馬県立県民健康科学大学における公的研究費の適正な取扱いに関する規程第2条に規定する公的研究費をいう）を適正に運営・管理し、不正使用を防止するための基本方針を以下のとおり策定する。

1 責任体系の明確化

公的研究費の運営・管理を適正に行うため、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者を置き、その責任及び権限を明確化し、責任体系を本学内外に公表する。

2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(1) コンプライアンス教育・啓発活動の実施

ア 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、コンプライアンス教育を確実に実施し、受講状況及び理解度を把握する。

イ 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、不正を行わない旨の誓約書の提出を求める。

なお、誓約書の提出がない場合は、公的研究費の運営・管理が行うことができない。

ウ コンプライアンス教育の内容は、定期的に見直しを行う。

エ 不正防止に向けた意識の向上と浸透を図るため、全ての構成員を対象に継続的な啓発活動を行う。

(2) ルールの明確化・統一化

公的研究費の使用及び事務手続に関するルールを明確に定め、全ての構成員に周知し、統一的な運用を図る。

(3) 職務権限の明確化

公的研究費の事務処理に関する構成員の権限と責任を定める。

(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備等

本学内外からの告発等を受け付ける窓口を設置するとともに、不正に係る調査及び懲戒に関する規程を整備する。

3 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因に対応した具体的な不正防止計画を策定し、監事の意見を踏まえ、必要に応じ見直しするなど実効性のある対策を実施する。

4 研究費の適正な運営・管理活動

不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行う。

一定の取引実績のある業者からルールを遵守する旨の誓約書を求め、不正な取引に関与した業者に対しては、取引停止等の処分を行う。

5 情報発信・共有化の推進

公的研究費の使用に関するルール等について、本学内外からの相談を受け付ける窓口を公表するとともに、不正使用防止への取組に関する本学の方針を公表する。

6 モニタリングの在り方

公的研究費の適正な運営・管理のため、内部監査要領に基づき内部監査（通常監査・リスクアプローチ監査）を実施する。

監事と連携し、本学全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備する。